

平成30年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第4日目

1 招集年月日 平成30年9月25日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月25日 午前9時30分 議長 節 公 一

散会 9月25日 午前11時33分 議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	節公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	藪下武史
企画総務課長	山田徹	税務課長	久木喜仁
福祉課長	岡本重男	産業交流課長	海川好史
住民課長	中瀬弘晴	建設課長	松本博文
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
会計管理者	後藤信之	地方創生推進室長	石木正昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第4号 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第5号 平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 報告第1号 平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

日程第9 報告第2号 平成29年度決算に基づく資金不足比率について

日程第10 同意第1号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 同意第2号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第12 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

9月も下旬となり、早いところでは、今週末から秋祭りが始まります。各地区でも、祭りの準備に取りかかっていることと思います。

それでは、ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

監査委員から、平成30年8月分の例月出納検査の結果について、教育委員会から平成29年度勝浦町教育委員会点検評価報告書がそれぞれ提出されていますので、ご報告しておきます。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長，藪下副町長，山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第2，認定第1号，平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより第二読会を開きます。

認定第1号について総括質疑を行います。

質疑のある議員はございませんか。

6番国清議員。違う，7番，失礼。

○7番（国清一治君） 認定第1号，平成29年度各会計決算について質疑を行います。

第一読会におきまして、各担当課長から詳細の説明がありました。その時点で質問もいたしましたが、小休中でありましたので、改めて第二読会において重要な点について質疑を行います。

私が議員になって毎回言っておりますのは、不用額についてであります。そもそも決算の認定というのは、執行したその事業の中身についていろいろ議会に説明をして議論を行うところでございますが、その前段の事業が執行されていない、これが不用

額となつてあらわれております。まず、総務課長に聞いておきますが、これは財政担当として、各課に決算の常識として周知徹底をされていると思いますが、その点についてどうなっているのかどうか。それと、各課の事業について不用額の大きなところにつきましても、私が随時質問しましたので、ここでは特に消防費についての質問いたしたいと思いますが、この消防費のほとんどが執行されていない。非常に残念というか、私にとっては理解しがたい。これだけ全国で災害が続いている中で、最も重点施策として私は防災・減災であります。これは、一般質問でもずっと言ってきております。その点、当初予算において議会に対してこれだけの事業をやりたい、そう提案されて、議会も内容を審議して認定したわけですが、それがほとんど執行されていない。その点について、予算がどうなっていて、どういう理由で執行されていなかったのか、まず担当課長のほうから説明をいただきたいと思ひます。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） まず最初に、最終、不用額等についての指導等についてどうしてるかというふうなお話であったかと思ひます。

まず、不用額の精査につきましても、3月補正の時点、1月末ぐらいになろうかと思ひますけれども、その時点で十分に精査されるように各課に、文書も含めまして、周知をいたしてあります。あと、各課におかれては、最終議会に上げる前、2月に入ってからであろうかと思ひますけれども、そちらのほうで各担当者との協議等はされていることであろうかと認識をいたしてあります。

あと、消防費の未執行額についての検証ということでございます。

まず、決算の説明資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

未執行額の大きいものについて、およそ50万円程度以上について主要事項説明書により説明させていただきたいと思ひます。

○議長（筈 公一君） ちょっと待ってよ。

ちょっと小休します。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 再開

○議長（筈 公一君） 再開します。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、まず7ページのほうを見ていただけたら

と思います。決算主要事項説明書の7ページのほうでございます。

まず、消防費の記念品の部分でございます。防災訓練の記念品につきましては、備蓄品の購入として需用費等に66万8,000円を流用いたしまして、アルファ米、備蓄パン、飲料水、液体歯磨きなど、87万6,000円を購入をいたしております。第一読会のほうで、議員さんからご指摘のありました、各課の記念品ということでもともと予算をとっておるのではございますけれども、備蓄品につきましては賞味期限がございまして、大体5年程度で切れてまいります。各区の区長さんにも若干そこらは賞味期限が切れる前に有効に活用していただきたいということで、区によっては、それを記念品にお渡しをしているようなところがございます。今回も、基本的にはそのようなことということで新しい備蓄品を送りまして、全てではございませんけれども、そちらのほうで参加された方にお渡しをしたような経緯がございます。

あと、消耗品費でございます。こちらは、予算としては消防団の新入団員の制服などを主として前年度予算程度を確保をいたしているところでございます。必ずこれを購入するというものではございませんけれども、分団から要望されたものにつきましては、その内容を検討をいたしまして、各分団の均衡とか、そういうふうなものをとらなければならないもの以外については、平成29年度でも購入は済ませているところでございます。購入品といたしましては、制服、衣類、靴等が32万2,000円程度、消防車関係が22万8,000円、吸管かごやタイヤ、オイル交換等でございます。あと、いろんなもの、材料的なもので55万2,000円、こちらのほうは、ペンキとか、軍手とか、乾電池、無線のバッテリー、ロープ等でございます。あと、詰所関係3万9,000円、これ修繕的なものでございます。あと、ライトが15万6,000円程度を購入したような格好となっております。あと、修繕費でございます。こちらのほうも予算では前年度予算程度というものを確保をさせていただいております。内訳といたしましては、消防車関係が130万円程度、詰所が50万円程度、あと防犯灯関係が50万円程度、防災無線が58万円程度の予算を要求したところでございます。ちょっと言い忘れましたが、決算といたしましては、消防関係が130万円に対して91万円程度の執行、詰所50万円程度に対しまして14万6,000円程度の執行、防犯灯50万円に対して11万円程度の執行でございます。防災無線が58万円程度に対して4万円程度の執行となっております。防犯灯関係につきましては、基本的に修繕費等でっておりますけれども

も、あくまで修繕でございまして、新規はいたしていないところでございます。続きまして、15節の工事請負費でございまして、こちらのほうにつきましては、大きな修繕工事は工事費等で予算化をいたしております。こちらのほうも、予算では前年度予算程度ということで確保をさせていただいております。内訳といたしましては、消火栓の工事310万円程度、決算では45万円程度でございまして、防災無線では110万円程度の予算で、決算では100万円程度となっております。その他の修繕ということで50万円程度で、決算では16万円程度の決算となっております。あと、備品購入費でございまして、こちらのほうは、小型ポンプの積載車購入に810万円程度、決算は、以前にも申しましたとおり、0円となっております。AEDにつきましては、30万円程度で、決算は20万円ほどとなっております。その他の備品ということで27万円ほどを予算化をいたしておりますが、こちらのほうは、決算といたしまして5万円程度の決算となっております。AEDにつきましては、西岡地区の分でございまして、あと、消防救急デジタル無線事業負担金でございまして、こちらのほうにつきましては、消防救急デジタル無線の負担金で、修繕等があれば、負担金が増加をいたすこととなります。こちらのほうも、前年程度で予算組みをいたしまして、これにつきましては、3月入らないと、ある程度の確定もなかなかしにくいということで、落とすことができていないような状況での今回の結果でございまして。

あと、水防費でございまして、水防費の11節の需用費でございまして、消耗品費として、予算としては雨具などの水防時の消耗品を想定いたしまして、前年度の予算額を確保いたしております。こちらのほうにつきましては、書いてあるとおり、防水等の購入のみになっているところでございまして。

危機管理部門でございまして、完全に落とすことができないような状況であるところではございまして、議員のご指摘のように、ついた予算で有効に使うことをしていくことができなかったことにつきましては、反省をいたしているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（笹 公一君） 理由は、理由を聞いてもらったやろう。

○企画総務課長（山田 徹君） ポンプ車が購入できなかった理由でございまして、こちらのほうは、ポンプ車の購入につきましては、艀装をする必要がございまして。

装といいますと、いろいろな備品というか、ポンプを載せるものとか、はしごなり、スコップ等の載せるための改造をする必要がございます。大体年度によって違うようですが、こちらのほうの期間が4カ月から6カ月程度かかるということでございます。担当が、こちらのほうを正しく理解をすることができませんで、そのことに認識いたしました。11月ごろというふう聞いております。そのころからぎりぎり間に合わないというふうなことになってしまったようでございます。その時期に、行方不明者、火災等が重なり、そのまま時間が過ぎてしまったというのが事実のようでございます。その後、補正予算の時期、あるいは2月の中ごろの、先ほど申しましたけれども、確認時点では、上のほうに伝えることができず、そのまま済んでしまったというのが現状の理由でございます。

以上でございます。

○議長（鄧 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 質疑をいたしました。大きな2点ほど答弁があったわけですが、まず1点の不用額のことについて、各課に周知徹底できているのかということ。1月に周知した。私は、多分そうだろうと思うんですけども、各課長のはっきりと、これできとう課長、できとんですね。全く不用額を無視している課長もあります。私が不思議なん、今総務課長の答弁でも何回も言いましたけれども、前年度予算のとおりということが大分出てきたと思う。これは、間違いなんです。決算を見込んで予算を組まんだら、こういうことが出てくる。決算をしてない。決算見込み、多分11月の末から12月ぐらいに予算が組まれとると思うんですけども、このときにあと3カ月ぐらいを見込んで新年度の予算を組んでいかなんだら、新年度は新年度で予算を見てするから、こういうことになる。ほんで、ばたばたで何ぼ1月に総務課長が文書で周知があったとしても、当初予算にかかってもうて、不用額の処理ができていない、これが実態だと。できている、はっきり言って、課長が多いと思います、これはきちっと。はっきり言うけど、これ議会で議員に言われるけんするっていう問題と全く違うんですね。これは、予算の常識なんですよ。と思います、これは。これはやっぱり予算の不用額の精査は各担当がしよると思うんですが、これをきちっと課長がチェックをせんだら、こういうことは何年も何年も起こると思います。これ以上言いませんけれども、これは徹底してください。お金がないない言いもって予算組ん

どんのにから、あけてみたら、不用額がいっぱい残ってくる、何億円も残ってくる。こんな町、これ毎回、逆に余裕があるんかいなと思うんですけれども。これは、最後に町長に答弁いただきたいんですけど、そこらを今回の決算には多分余りかかわってないと思うんですけれども、新町長といえども、大ベテランですので、そこらの周知徹底について、一言お願いいたしたいと思います。

それと、消防費関係、いろいろと説明がございました。私は、全く納得はいたしておりません。特に、消防ポンプ車の装備が必要とか、行方不明者もあつたん、これ事実でございます。ただ、それは仕事に支障が出るほどの理由であつたのかどうか。私は、問題は別にあると思うんです。あえて答弁は求めませんが、そこらをきちっとして、決算を上げてほしい。まだまだ、特に今回消防に関して絞りましたけれども、ほかにも指摘してきたこといっぱいあります。これは、国清に言われるけんどうこうでなしに、やっぱり公務員のプロとしての常識として、これは徹底してください。当たり前のことです、これは。それも含めて、消防費も、ちょっと課長が言えなかったところも含めて、まとめて町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

ただいま7番議員からご質問ありました。まずもって、消防費の消防車購入の件につきましては、この報告につきましては、企画総務課長から、たしか4月になってからだったかなとは思いますが、報告を受けておりました。買えるはずのものが買えていないというようなことは、報告を受けました。また、私といたしましても、2月に就任して、3月の議会までに補正予算等を確認する期間はあつたかと思いますが、十分できていなかったことをおわび申し上げたいというふうに思います。

まず、消防費の、この備品購入、消防車購入の件だけでなく、ちょっと職員の中で、今までの予算から執行までに至る、いわゆるマニュアルというか、しなければいけないことっていうのが今職員間でも欠けているところがあるかと思えます。それが一番の原因かなというふうに思います。十分に今後引き締めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、今後こういうことに対応しての措置でございますが、まず今上半期おおよそ終わろうかといたしております。ここで、この執行状況について、監査のほうで

も監査があるということもあるんですが、執行部内部で各課からその状況報告を受けて、既に取り組めていなければならない事業、また取り組みがおくれている事業等についての、いわゆる今後どうするかというふうなことについてのヒアリング、また指導等を行っていききたいなというふうに思います。

それから、予算編成段階で、議員おっしゃるように、まずその事業が、いつ、何をどのようにするかというふうなことから予算編成を各課に、重要な案件ではございますが、そういったものについては受けて予算編成に取り組みたいと。やっぱり執行時期等があるかと思います。そういったものについて、明確に予算編成の段階でしていくということが、こういったことの再発防止になろうかというふうに思っております。こういった取り組みで、今後できる限りやっていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） ほかに質疑のある方。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 関連です。よろしく申し上げます。ちょっと声聞き取りにくいので、済いません。

ポンプ車の件ですが、11月にできていないということが発覚して、それから3月で執行できてないってわかった時点で、なぜ繰り越し……。初めから繰り越しを通常するわけではないんですが、繰り越しにできなかったのか。また、本当に執行過程に何の問題があったのかということ、本当に今課長がおっしゃった、それだけの問題だったのかな。それから、上に報告ができなかったっていう、上は誰ですか。

以上、2点お聞きします。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 先ほど申し上げましたように、11月の時点で気づいたのが、艀装に時間がかかるというふうなことで間に合わないというふうなことでないと聞いております。

上に報告ができなかったっていうのは、私に対してでございます。私のほうとしましては、先ほど言いましたが、1月ごろと2月には確認をさせていただいたんですが、担当者のほうから、いけますというふうな話だったので、それ以上を突っ込めな

かった、それと艀装の認識が、私のほうとしては、4カ月から6カ月かかるということの認識不足があって突っ込めなかったところが、一つの原因ではございます。

あと、先ほど町長も申し上げましたように、そのことが実際にわかったのは、今年度入ってから残っているというふうなこと、話を詰めていくと、どうもそうであったというふうなことがわかったことでございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 決算は、予算を執行した結果にどのような成果があったかという、私は成果報告書と考えているんです、多分皆さんも同じと思うんですが。それは、どの時期に、どんな特定財源を使って住民サービスができたってということが、この決算書の中には、執行したお金と不用額としか書いてないんで、予算書の中には特定財源でいつも説明してくれるんですが、それが決算の中で生きてこないんです。こんな特定財源があったけん、こんなことができたってということが、決算書の中でなかなか見づらい。これはまた次回に生かせるような書き方とか、資料の方法でどないでもなると思うんです。

それから、今目標管理行っておりますが、ぜひしっかりと目標管理して、ことしは何をやるんだって担当者が意識して、それをまた中間評価して、見直し、修正したら、こんなことにはならんと思うんです。もっとやっぱりチェックの方法、執行する過程の方法を課長が全てチェックするっていうことは不可能かも知りません、こんな予算を使ってるわけですから。ですから、どこでチェックをしなければいけないかということを十分に1月に全課長に周知徹底しても、それが本当に今回のようにできてなかったというような結果があるんですから、やっぱりその点をしっかりしてほしいと思います。

○議長（節 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 1点、財源を決算にということではございますが、財源につきましては、決算時点では、決算統計は上がったりしてないところは、詳しくどこに振ったかというのが確定してこないようなところがございます。全部をきちんと正しくということには、ちょっと無理があろうかと思いますが、このような財源が充たってる、金額は別として、当初予算ではこのような財源を充てた、充てら

れるからやりましたよってということがわかるようなことは検討させていただいて、努力はさせていただきたいと思います。

あと、議員ご指摘のように、チェックについて、より具体的にわかるようなチェック方法、それで全てがチェックできるかということ、必ずしもではないかもしれませんがけれども、そういうふうな部分をつくり上げて、今後このようなことのないように十分に努力して努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。ご指導のほど、よろしくありがとうございました。

○議長（節 公一君） ほかに。

関連でなくても、その課の全般的なことでも結構です。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは、全般的なことって今ちょっと言われたんで。

今回のこの決算資料の話なんですけど、2点ありまして、1つは、28年度と29年度の資料を比較すると、ことしの分量が、重さで言うて、1.4キロぐらいなんですよ、これだけもらって。ほいで、試しに僕は28年度も見よって、これ2.4キロある、重さがね。だから、7割ぐらい違うんですよ。だから、1割、2割なら、年度のばらつきであるのかなと思うんやけど、7割違えば、これ倍近いわけで、何らかの資料の提出についての基本的な考え方が、方針が何か変更があったのかどうか。町長かわったけん、何か変えたんかかどうか、そういうものがあつたかどうかということ、この違いが何で起こったんかということです。ふえていくんならわかるけど、減ったということ。

もう一点は、これは下でちょっと会議があつたときに僕は指摘したんですが、電子化をしていこうということになってる。それで、私は、去年の秋に、電子化してほしいということを言いましたら、3月からやりますというふうに答弁もらって、実際に3月に議会終わった後、電子化したデータをいただきました。5月、6月と、ずっとしてきとんですけど、特に今回のこの決算については、事前にもらいたかつた。それはなんでかと言うと、ペーパーレス化を控えてて、先にデータをもらっておけば、今回機械がなくても、実際にパソコンでも持ち込んで、ペーパーレス化に対してどんな問題があるかっていうようなことを検証できたわけで、使つて見られたわけですけども、それが事前にもらえなかつたということで非常に残念なことだと思つてます。

今後、議会が始まる前に電子化のデータを出せるかどうか、この点も確認をしておきたいというふうに思います。こういうのは、一步一步進めていくしかないんで、その機会が失われたということ、非常に残念なことだというふうに思っております、この2点について。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） まず、1点目でございます。

資料の量が、昨年度と比べて違っているというようなことであったかと思えます。

昨年度から今年度に変更された点、方針が変わったのかということでございますが、基本的に、去年までは支出状況調べというふうな資料が、全課、今の上にプラスされていたと思えます。その部分につきましては、共通の指標の決算主要事項説明書というふうなものだけに一本に絞りました。その点で、先ほど申し上げました支出状況調査の分が各課から全部消えているということであろうと考えております。それ以外の資料につきましては、ほかの課のところまではちょっとわかりませんが、そんなに変わっているつもりではございません。

なんでその支出状況調査のほうを除いたかと言いますと、この決算主要事項説明書のほうである程度カバーできて、課全部で統一された様式のほうが見やすいんじゃないかというふうなことで変えているところでございます。変わったすぐでございますので、若干見にくいところはあるかと思えますけれども、これによりまして、それぞれの課で手打ちしていた資料等が一つでコンピューターで出せるようになりまして、その分省力化が図られていると思えます。その分、また職員といたしましても、ほかのものに力を注げるように、若干ではあるかと思えますけれども、なると思えますので、そこらのほうはご理解をいただけたらと思えます。

もう一点、電子化でございます。

資料について、電子化された資料を事前に出せるかどうかということでございますが、来年度につきましては、既に議会のほうでペーパーレス会議システム導入をされていると思えます。その前提ではございますけれども、そういうふうになれば、ご提供はできるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 1点目については、わかりました。そういうことで変わったんだらうというふうに思います。

それから、2点目の電子データ化については、データについては、機械より前に、システムより前にできるわけですから、先にやってほしいというふうに思います。データ化されてないのにシステムを導入してもしようがないんで、先にそういうものが出てくるという環境をつくってほしいということでございます。

○議長（節 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） データ化すべく、事務的な準備は進めていっております。来年度4月から会議システムが導入されれば、遅滞なく出せられるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（節 公一君） ほかにありませんか。ほかに質疑はありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） 10番、質疑を行います。

7番議員の関連の質疑を行いたいと思います。

7番議員、不用額の件、いろいろ質疑をしておりましたが、私自身、不用額というのは、当然不用額になってもしゃあないなっていう項目もあるということは、私はある程度認めますし、しかし反面、絶対これは不用額ではいかんというのを指摘しておきたいと思っております。

前年、町営バス、それから固定資産、こういった問題、チェック不備で起こりましたが、また同じような答弁で、ここで質問もするとは、まさか思っておりました。しかし、状況を判断する中で、私自身、このことは私からも指摘させていただきたいと思っております。チェック体制、職員体制が定数の7割いくか、いかんかというような大変な厳しい職員体制の中でずっとやってきておまして、忙しいとか、大変な仕事というのはよく理解しているつもりではおるんですが、しかし7番議員指摘されたように、当然やることはやってもらわないと、町民の大きな不信どころか、大きなマイナスになって、ひいては行政自身が町民に対して不信感を与えて、信用できなくなる。このことは町の発展に大きな影響を及ぼす、そんな感じがしてまいります。で、急にちょっとボタンを押ささせていただいたんですが、今回のこの消防ポンプ

車の導入の件については、以前の反省が全然生かされていない、私は、そう指摘したいと思っています。この予算計画のときに、いつに導入して、第何分団に納入するのもかまわなかったはずだし、その分団とも協議していたはずであろうと思います。そういった中で、こういった、はっきり言うたら、失念していたとかという、あつてはならんような状況、このことについて再度担当課長にお聞きしておきたいと思っています、納入時期とか、そういう計画等を含めて。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 6月ごろからポンプの仕様について分団と協議をしていたと聞いております。私のほうも、その時点で、水冷、空冷等の話について協議もされておりましたので、分団とよく話してするようにというふうなことでしておりました。その流れでずっといっていたと思うんですけども、その中で多分11月の艀装の期間がわかったとき、そのときに担当としては判断を迷ってしまったような結果であろうかと思っています。その流れで基本的に行きますと、3月末ぐらいには本来入るはずであったのが、艀装に時間がかかって間に合わないということになって、担当者のほうといたしましては、私にも相談もできず、こちらのほうから問い合わせにも公にしなかって、隠してしまったというふうな格好になっていると思います。

あと、今回予定いたしておりました分団のほうにつきましては、分団長さんに事情を説明もさせていただきまして、おわびをしているところではございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 担当者の、そういう、いわばやることやってないということであろうかと思うんですが、今までのいろいろなことについてちゃんとチェック体制を確立して、二度と起こらんようにやりますというふうな答弁を受けて、我々も、新町長の体制のもと、そういった点特に注意していただけるものと、そういうふうな期待もしておりました。現実にはこういうことが起こると、何をやってくれたのかな、不信感が湧いてきます。今回、こういったことについて、議長、この決算認定を認めるには、きちんとした対策、対応策が明確に打ち出していないと、私自身は認めるのは難しいのかなと、そういった気持ちであります。議会としてのチェック、その前にやっぱりきちんとした組織体制の中でのチェック、これは同じことを繰り返し

てはならない、そんな中でまた出てきた、そんなことを私は重く受けとめなければいかんと、そんなふうに思います。町長、感想があったら。

○議長（笹 公一君） 大西議員の今の議会としての対応は、この後でまた議員控室のほうで協議したいと思います。

野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、不用額が出たというよりか、事業執行ができていなかったというようなことであろうかと思えます。今まで議論の中で、いわゆる3月補正で不用額を落とせばというような問題からはちょっと違う、本当はする予定で予算を組んでいるのであれば、それに沿った事業執行をしていかなければならないというのが、いわゆる行政を運営していく上での根本かなというふうには思えます。今回の件につきまして、もちろん今課長のほうからも報告がありましたように、本来ならきちっと事業のことについて各課の中でそれぞれが、できているもの、できていないものというチェック体制をまずやって、次にいわゆる今回の上半期の執行状況等についてのヒアリング、また予算編成時に、まずどういった事業を、この事業について、先ほども申し上げましたが、いつ、何をどのようにやっていくのかというようなことを各課でチェックし、また財政担当課には、そういったことを報告し、予算編成をしていくと。職員自体も、自分がこの事業において何をすべきか、何をしようとしているのかということをもまず把握する必要があるかと思っております。こういったことにつきましては、職員の人事評価からも反映できるというふうに思っております。まずそういったところで、私自身も含めて、職員一丸となって、もう少し気を引き締めて、これから行政執行に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） ほかに。

全般的なことについても結構です。ありませんか。

全般的なことについてもありませんか。

質疑なしでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑がないようですので、以上で総括質疑を終了いたします。

議事の都合により、休憩とします。

午前10時16分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号、平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定については、議員総意で、審議不十分との認識のため継続審議といたします。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第3、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてからを日程第7、議案第5号、勝浦町介護保険特別会計補正予算についてまでを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

税ほか、徴収条例の一部を改正する条例についてであります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号について質疑はございませんか。

地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。質疑はございませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第2号について質疑をいたします。

説明はいただきましたが、確認のため、第二読会においても一度答弁を求めたいと思います。

この部活動指導員という立場の者が中学校の部活動に携わり、教員の負担軽減等に資することを目的に今回新たに設置されますが、今回この導入することによって、具体的に学校の教員においてどのような功罪がもたらされるのか、メリットがあるのか、またこの部活動の指導員についてどのような資格等が必要になってくるのか、この点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） メリットでございますが、今までは部活動の顧問の先生が、部活動の練習をしている間中、生徒に付き添っていただければなりませんでした。この指導員を置くことによりまして、先生がずっとついていただくことはなくてもいいということになります。それで、その時間に職員室において先生はほかの事務仕事をできるようなメリットがあると思われま。また、対外の試合等に出かける場合においても、同様のことになるメリットがあると思っております。

それと、資格等でございますが、教育に携わるというふうなことで、資格ということではないんですけれども、指導者として適正な方というふうなことが求められると思いますが、資格というものは特段必要というわけではございません。

以上です。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 続いて質問をさせていただきます。

この指導員については、今年度については1名のみの予算組みという説明がありましたが、勝浦中学校においては、そのほかにも部活動の種目があります。その点について、来年度以降、この部活動指導員の拡充等は考えておられるのか。この点についてお答えいただきたいと思。います。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ことしは、県から1市町村に1名ずつ配置することに対する、国と県の負担をするというふうなことで、本町も参加するようなことしております。その後、余り募集もなかったようで、複数の指導員の設置を県においては認めるというふうなこともあるように聞いております。また、来年度においては、現在のところ明らかではありませんが、県の補助金の動向によりまして、複数認めていただけるようでしたら、本町についても検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかに、議案第2号についてございませんか。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） 関連質問なんですけど、その人物というか、指導員の認定はどのようにして決定するのか、手順ですね、それをお聞かせ願。いたい。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 今回の場合は、現在も中学校で指導をしている方を想定しております。そういうこともありまして、今後も中学校と緊密な連携をとりまして、中学校の先生方が、この人なら間違いないだろうというふうなことのあり方をお願いをしたいと思っております。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 今やってる方っていうことで、特に僕は問題があるということではないんですけど、何か正式な手順みたいなのはあるのかと聞いてるわけです。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 今回の場合は、先に現在来ていただいている方というふうなことで、手続等につきましては、中学校のほうへこういう事業があるのでどうでしょうか、指導者の方について心当たりはありますかというふうなことをもとに決定をいたしました。今後につきましても、同じような手順になるかなと思っております。

○議長（笹 公一君） ちょっと小休します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

ほかに。

議案第2号については質疑なしでいいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第3号について質疑のある方ございませんか。一般会計の補正予算第3号について質疑ございませんか。

質疑なしでいいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、国民健康保険特別会計の補正予算について質疑はございませんか。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号、介護保険特別会計補正予算について質疑はございませんか。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第5号までの5件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(筈 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第8、報告第1号、平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてから日程第9、報告第2号、平成29年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告2件について説明を申し上げます。

報告第1号は、平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。

次に、報告第2号は、平成29年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

それぞれ監査委員の意見を付して報告いたします。

以上、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（笹 公一君） 続いて、詳細説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、報告第1号、平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率について等につきまして詳細説明をいたします。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成29年度決算に基づく4つの健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告をさせていただきます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等の普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。平成29年度決算で普通会計は黒字となっておりますので、数値はあらわれておりません。

次に、連結実質赤字比率でございます。全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。同じく全会計とも黒字でございますので、数値はあらわれておりません。

次に、実質公債費比率でございます。普通会計への地方債元利償還金等から元利償還金に対して交付税措置される額等を除いた実質公債費の標準財政規模等に対する比率で、決算年度を含めた前3年間の平均値をあらわします。この算出に用いる標準財

政規模等は、実質公債費と同様、元利償還金に対して交付税措置される額を除いて算出をされることとなります。実質公債比率ですが、平成27年度は3.99041%、平成28年度が4.43895%、平成29年が4.31321%となっておりまして、3カ年平均では4.2%となっておりまして、昨年度は3.9%でございました。若干ふえてはおりますが、早期健全化基準の25.0を下回っております。

最後に、将来負担比率でございまして、地方債の現在高等から公債費の償還に充当できる減債基金などの額や元利償還金に対して交付税措置される額を除いた地方債現在高の標準財政規模に対する比率でございまして、地方債現在高より充当可能財源が上回っているため、数値としてはあらわれておりません。

財政の健全化判断比率から見た勝浦町の財政状況につきましては、健全な状況と言えます。ちなみに、4指標とも標準財政規模をもとに算出した額に対する比率となりますが、平成29年度勝浦町の標準財政規模については22億5,706万8,000円でございます。仮に財政再建化団体等に陥った場合は、およそこの財政規模での行政運営をしなければならないこととなります。

続きまして、報告第2号でございまして。

平成29年度決算に基づく資金不足比率についての詳細説明でございまして、こちらでも監査委員の意見をつけて報告をさせていただいております。

この指標は、公営企業会計の資金不足額の各会計事業規模に対する比率で、病院事業会計は流動資産等から流動負債等を除いた額がマイナスであれば資金不足が生じ、簡易水道会計及び農業集落排水事業会計は実質赤字がある場合に資金不足が生じることとなりますが、平成29年度決算ではいずれの会計も資金不足額はありませぬので、数値としてはあらわれておりません。

以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（節 公一君） 詳細説明は終わりました。

報告の2件に対して質疑はございませぬか。

質疑ありませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で報告は終了しました。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第10，同意第1号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第1号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいので，地方税法第423条第3項の規定により，議会に同意を求めるものでございます。

委員の住所は勝浦町大字沼江字山路57番地1，氏名は中野清，生年月日は昭和26年4月2日でございます。

以上，ご審議の上，同意くださいますようお願い申し上げまして，提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（節 公一君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については，従来 of 慣例に従い，第二読会を省略し，直ちに第三読会において採決することにいたしたいと思っておりますが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（節 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって，同意第1号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第11，同意第2号，勝浦町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第2号，勝浦町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により，議会の同意を求めます。

委員の住所は，勝浦町大字沼江字神谷7番地，氏名は大西直美，生年月日，昭和23年12月22日でございます。

以上，ご審議の上，ご同意くださいますようお願い申し上げまして，提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（笹 公一君） 町長の説明は終わりました。

本件についても第二読会を省略し，第三読会に付することにしたいと思いますが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（笹 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって，同意第2号，勝浦町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に，日程第12，議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については，お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって，本件は原案のとおり派遣

することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会します。お疲れさんでした。

午前11時33分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員